

4文科高第733号
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準等の改正について

令和4年9月7日

文部科学大臣 永岡桂子

(理由)

平成30年11月26日、貴審議会より「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を答申いただいた。同答申においては、大学設置基準について、時代の変化等を踏まえて抜本的な見直しを検討することが示された。これを受け、貴審議会大学分科会質保証システム部会が令和4年3月18日に取りまとめた「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」においては、近年、グローバル化や少子高齢化、デジタル技術の高度化が進むなど、社会全体が大きく変動する中で、大学が学修者本位の観点から創意工夫に基づく先導性・先進性のある教育研究活動を行っていく上で、質保証システムとして最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも、柔軟性のある仕組みにしていく必要があるのではないかという指摘があること等に触れた上で、「学修者本位の教育の実現」の考え方を質保証システムへと反映させ、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進める「社会に開かれた質保証」を図ることとする方針に基づき、「客觀性の確保」、「透明性の向上」、「先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）」及び「厳格性の担保」の観点を踏まえた大学設置基準等の改正等が提言されている。

以上を踏まえ、文部科学省において、別紙のとおり、大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準及び高等専門学校設置基準の改正を行う必要があるため、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学設置基準等改正要綱（案）

一 大学設置基準の改正

1 総則

- (一) 入学者選抜及び教育課程の編成について、学校教育法施行規則に定める三つのポリシー（「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」）に基づき行うものとすることを明確化すること。
- (二) 大学は自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不斷の見直しを行うことを明確化すること。

2 教育研究実施組織等

- (一) 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとすること。
- (二) 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとすること。
- (三) 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとすること。
- (四) 大学は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとすること。

3 基幹教員等

- (一) 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させることとすること。
- (二) 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させできることとすること。また、大学は、学生等の指導補助者に対する必要な研修を行うものとすること。

(三) 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とすること。

- (1) 別表第一及び別表第二に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とすること。
- (2) 別表第一に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学若しくは専門職大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができるのこととすること。
- (3) 別表第二に定める基幹教員数には、別表第一の基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとすること。
- (4) 専門職学科を置く学部において基幹教員数として算入することができる、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う基幹教員以外の者については、複数の学部について算入する基幹教員の数等と合わせて、別表第一に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとすること。

4 単位数の算定方法

(一) 単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとすること。

5 校地、校舎等の施設及び設備等

- (一) 校地について、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流の場としての役割を明確化すること。
- (二) 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとすること。
- (三) 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとすること。また、研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとすること。
- (四) 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとすること。また、図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとすること。

6 教育課程等に係る特例制度

- (一) 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとすること。
- (二) (一) の認定を受けた大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとすること。

7 その他の改正事項

- (一) 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とすること。
- (二) 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるように、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとすること。
- (三) 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとすること。
- (四) 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとすること。
- (五) 専門職学科を設ける大学が当該専門職学科の一の授業科目について、同時に授業を行う学生数は四十人以下であることを明示した上で、その例外が認められるのは、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合であることを明確化すること。

二 大学通信教育設置基準の改正

1 授業の方法等

- (一) 印刷教材等による授業に関し、印刷教材その他これに準ずる教材の内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することも可能であることを明確化すること。
- (二) 放送授業に関し、インターネット等を通じて提供する映像、音声等の視聴により学修させる授業も含まれることを明確化すること。

三 施行期日等

- 1 この省令は、令和四年十月一日から施行すること。
- 2 この省令の施行に伴い必要な経過措置等について定めること。
- 3 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について、一及び二に関連する所要の規定の整備を行うこと。

【参考】本諮詢の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮詢しなければならない。